

—今年度の申告受付は例年と異なります—

所得税の確定申告、

市県民税申告は正しくお早めに

今年度の確定申告受付の変更点・注意点

- 税務署での申告は予約が必要です。また、市役所では「番号札」により受付時間が決まります。
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除明細書が作成済みでなければ申告を受け付けできません。
- 雑損控除がある人の申告は、市役所で受け付けできません。香椎税務署で申告してください。
- 事業所得や不動産所得のある人は、例年、収支内訳書（青色申告は決算書）が作成途中のもので受け付けることがありましたが、今年度からは作成済みでなければ申告を受け付けできません。
- ※掲載している内容は1月5日現在のものです。今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況などによっては、変更になる場合もあります。

問い合わせ 市税務課 ☎43・8117

※★印の申告は市役所での受け付けができません。香椎税務署での申告をお願いします

確定申告の際に必要なもの

- 申告者および扶養者のマイナンバーカード ※マイナンバーカードを持っていない場合は、個人番号が記載されている住民票と運転免許証などの本人確認書類
- 印鑑 ※認印でも可
- 確定申告書や確定申告のお知らせはがき・通知書 ※税務署から送られてきた人のみ
- 給与や年金の所得がある人は、その源泉徴収票 ※源泉徴収票の住所と現住所が異なる場合は、住民票の写しなど
- 変更が確認できるものも必要
- 事業収入がある人は、収支内訳書または決算書 ※作成済みの人のみ受付可
- その他の収入がある人は、収入と経費が分かる書類
- 生命保険料控除や地震保険料控除がある人は、保険会社などが発行した証明書
- 社会保険料控除がある人は、国民健康保険税や国民年金保険料などの領収書か証明書
- 本人または扶養親族が障害者控除に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、その必要書類
- 住民票は不要
- 申告者名義の金融機関の口座番号 ※還付の場合は必須
- 医療費控除またはセルフメディケーション税制の控除は、どちらの控除を受けるか選択。なお、どちらも領収書の添付は不要で、自宅で5年間保存

医療費控除を受ける人

医療費控除の明細書 ※国民健康保険の11、12月分の医療費通知は2月末に発送するため、通知到達前に医療費控除を申告する場合は、11、12月分の医療費の明細を医療費控除明細書に記入

セルフメディケーション税制の控除を受ける人

セルフメディケーション税制の明細書と、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類

所得税の確定申告

所得税は、自分で所得を計算して税金を算出し、納税する「申告納税制度」です。期限内に申告書を作成し、提出してください。

確定申告をする必要がある人

- 商業、農林漁業などを営む人や、保険の外交員などの個人事業主、家賃・地代など

の不動産収入のある人

- 公的年金などの収入金額が400万円を超える人、または400万円以下でも公的年金以外の所得金額が20万円を超える人
- 給与の収入金額が2千万円を超える人や、年の途中で会社を退職して年末調整を受けていない人、転職や入社前の給与を含まずに年末調整を受けた人。または給与以外の所得金額が20万円を超える人
- 生命保険の満期などのため、積み立てた金額を上回る返戻金を受け取った人

金を受け取った人

- 住宅借入金等特別控除を受ける人 ※新築1年目など
- 医療費控除など、年末調整ではできない所得控除の追加をする人
- ふるさと納税のワンストップ特例に該当しない人
- その他確定申告することで、所得税の減額や還付を受けることができる人
- ★土地、建物などを売却した人や、株式の売買、株式などの配当収入がある人
- ★雑損控除を受ける人

パソコンやスマホから申告書作成や電子申告ができます

市役所や税務署では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策のため、1日当たりの受け付け人数に限りがありますので、自宅などのパソコンやスマートフォンからできる電子申告にご協力をお願いします。

確定申告書の作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内に従って金額

などを入力すれば、自動計算で確定申告書を作成することができます。作成した申告書は印刷して郵送で税務署へ提出できます。

電子申告

マイナンバーカードまたは税務署発行のIDとパスワードで電子申告ができます。詳しくは以下をご覧ください。問い合わせ 香椎税務署 ☎092・661・1031

電子申告の方法

確定申告には自宅からパソコンやスマートフォンで利用できるe-Taxが便利です。感染防止の観点からも、ぜひ自宅からe-Taxをご利用ください。

e-Taxによる電子申告の方法は2通り!

1 マイナンバーカードを使って送信!

マイナンバーカードと「マイナンバーカード対応のスマートフォン」または「ICカードリーダー」を用意してe-Taxで送信!

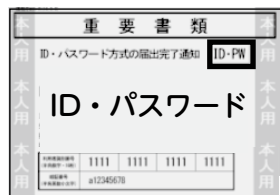


2 IDとパスワードで送信!

香椎税務署でID・パスワードを取得してe-Taxで送信!

取得を希望する場合は、申告する本人が、顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、香椎税務署にお越しください。

※ID・パスワード方式は、暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします



チェックしよう! ~市役所に申告へ来る前に~

申告内容によっては市役所で受け付けできないものもありますので、ご確認ください。

申告書を自分で作成できる。またはパソコンを使った自主申告書作成に興味がある。

はい

市役所の自主申告書作成コーナーでは、パソコンを使って申告書を作成できます。パソコンに不慣れな人には入力補助員がアドバイスします。税制などの質問には市職員が対応します。

申告内容に以下の所得などが含まれる

土地の譲渡(分離短期、分離譲渡など)、株の譲渡と分離配当、山林、先物取引、損失の繰越

はい

市役所では申告を受け付けできません。香椎税務署で申告してください。

申告内容に以下の所得などが含まれる

営業、農業、不動産、利子、総合(短期・長期)譲渡、退職

はい

営業・農業・不動産の所得がある人で収支内訳書または決算書を作成済みである(これの所得がない人は「はい」へ)。

市役所で市職員が申告を受け付けます。

はい

市役所で税理士、税務署職員が申告を受け付けます。

いいえ

収支内訳書または決算書を作成してください。

作成後は...

市役所(大ホール・行政センター)での 確定申告の受付

市役所別館大ホールと津屋崎行政センターでの受け付けは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、先着順に番号札を配布し、申告受付時間を定めます。1日当たりの受付人数に限りがあるため、電子申告や確定申告書を自分で作成して郵送するなどの方法もご検討ください。

市役所別館大ホール

期間 2月16日(火)～3月12日(金) ※土曜・日曜日、祝日を除く。2月18日(木)、2月19日(金)、2月22日(月)は税務署職員も受け付けます。

時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

津屋崎行政センター

期間 2月16日(火)～3月1日(月) ※土曜・日曜日、祝日を除く。

時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

番号札による 申告受付時間の割り当て

各日午前8時30分から午後3時までです。定員になりしだい、その日の配布は終了します。

市役所別館大ホール 市役所別館地下入口は午前8時ごろ、市役所本館入口は午前8時20分ごろから入場できます。

津屋崎行政センター 入口は午前8時20分ごろから入場できます。

注意点

●番号札の配布開始前に来た人には、整理券を配布します。この整理券は番号札と交換しますので、午前8時25分までに再度、整理券を持って、各会場前に並んでください。整理券の配布は、市役所別館大ホールは8時ごろから、津屋崎行政センターは8時20分ごろから行います。各会場入口

市役所の申告受付時間と番号札

これは「番号札」の番号です。事前に配布する整理券では受付できませんので、ご注意ください。

市役所別館大ホール 2月16日(火)～3月12日(金)※土曜・日曜日、祝日を除く

申告受付時間	A申告 (年金・給与・一時所得等)	B申告 (営業・農業・不動産)	自主作成 コーナー
午前9時～午前10時	1～20番	501～505番	1～5番
午前10時～午前11時	21～40番	506～510番	6～10番
午前11時～正午	41～60番	511～515番	11～15番
午後1時～午後2時	61～80番	516～520番	16～20番
午後2時～午後3時	81～100番	521～525番	21～25番
午後3時～午後4時	101～120番	526～530番	26～30番
午後4時～午後5時	121～140番	531～535番	31～35番

津屋崎行政センター 2月16日(火)～3月1日(月)※土曜・日曜日、祝日を除く

申告受付時間	A申告 (年金・給与・一時所得等)	B申告 (営業・農業・不動産)	自主作成 コーナー
午前9時～午前10時	1～5番	501～505番	1～5番
午前10時～午前11時	6～10番	506～510番	6～10番
午前11時～正午	11～15番	511～515番	11～15番
午後1時～午後2時	16～20番	516～520番	16～20番
午後2時～午後3時	21～25番	521～525番	21～25番
午後3時～午後4時	26～30番	526～530番	26～30番
午後4時～午後5時	31～35番	531～535番	31～35番

に準備していただきますのでお取りください。

●番号札は先着順に配布するため、希望の時間を選ぶことはできません。また、電話での予約などは受け付けていません。

●左表に記載している受付時間の番号札を持っていない人のみ、会場に入ることができません。受付時間以外の番号札を持つている人は、会場を待つことや、申告書を出すことはできません。

●申告受付時に、書類の不備によって席を立つ場合は、再度、番号札を取り直す必要があります。

み、会場に入ることができません。受付時間以外の番号札を持つている人は、会場を待つことや、申告書を出すことはできません。

●申告受付時に、書類の不備によって席を立つ場合は、再度、番号札を取り直す必要があります。

●自主作成コーナーの作成途中で、A申告(職員受)やB申告(税理士受)に変更するときは、再度番号札を取り直す必要があります。

●入場の際は、検温を実施します。なお、体温が37.5度以上の人は会場への入場や申告の受け付けをお断りします。

香椎税務署での確定申告の受付

税務署での受け付けは、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設します。会場の混雑緩和のため、入場整理券が必要です。

期間 1月26日(火)～3月31日(水) ※土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日(日)、2月28日(日)は開庁予定

時間 午前9時～午後4時

入場整理券の配布方法 会場

で当日配布またはLINEアプリによる事前発行

入場方法 入場整理券またはLINEアプリの事前発行の画面を提示 ※指定された入場時間内に入場してください。

入場整理券の配布状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いすることがあります

問い合わせ 香椎税務署 ☎ 92・661・1031

市県民税の 申告

～今年度からパソコン・スマホから申告書が作成できます～

市県民税申告とは、所得税がかからない人など、確定申告の必要がない人が行う収入や控除などの申告で、市に提出するものです。

収入がない人でも、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料が正しく算定できない場合があるため、市県民税申告が必要ことがあります。

なお、所得税の確定申告をした人や、収入が給与のみで勤務先で年末調整が済んでいる人、またはそれらの人に扶養されている人は原則、市県民税申告は不要です。

申告期間 2月16日(火)～3月12日(金)

申告方法

**パソコン・スマホで作成した
申告書を郵送または持参**

市公式ホームページ上の「住民税試算システム(2月16日(火)以降運用開始予定)」では、自身の源泉徴収票などの情報を入力すると、翌年の住民税額を計算できます。パソコンやスマートフォンを持っている人は、システム上で申告書を作成し、それを印刷して市税務課宛てに郵送もしくは市役所の確定申告会場に持参してください。

確定申告会場で受け付け

確定申告と同様、市役所の確定申告会場で、番号札を取得してください。職員が住民税申告書を受け付けます。

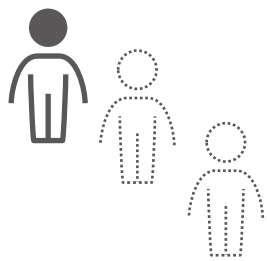
電話で申告 ※特定の人のみ

収入が遺族年金、障害年金のみで誰も扶養していない人は、電話で申告することができます。

郵送先 〒811・3293(住所不要) 福津市税務課宛

問い合わせ 市税務課 ☎ 43・8117

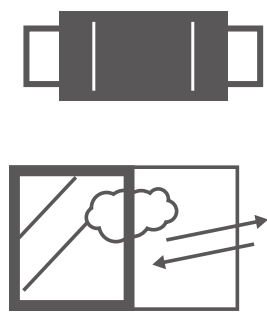
少人数での
来場のお願い



マスクの着用、
アルコール
消毒液利用のお願い



職員によるマスク・
フェイスシールドの
着用とこまめな換気



検温の実施

